

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第28号

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

第1条 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(令和2年市規則第4号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、
「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第11条の2第3項中「、「100分の50」を「「100分の50」と、
「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」に改め
る。

第22条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、
「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第22条の2第3項中「、「100分の50」を「「100分の50」と、
「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」に改め

る。

別表を次のように改める。

別表

会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
	円
1	191,100
2	192,100
3	193,500
4	194,600
5	195,800
6	197,600
7	199,300
8	200,900
9	202,700
10	204,500
11	206,200
12	207,800
13	209,700
14	211,400
15	213,200
16	215,000
17	216,500
18	218,100

19		219, 800
20		221, 300
21		223, 100
22		224, 700
23		226, 500
24		228, 300
25		230, 000
26		231, 900
27		233, 400
28		235, 100
29		236, 400
30		237, 500
31		238, 800
32		239, 900
33		241, 100
34		242, 200
35		243, 300
36		244, 500
37		245, 700
38		246, 700
39		247, 800
40		248, 700
41		249, 600
42		250, 500
43		251, 400

44		252, 300
45		253, 000
46		253, 600
47		254, 300
48		254, 900
49		255, 500
50		256, 100
51		256, 700
52		257, 300
53		257, 800
54		258, 200
55		258, 600
56		258, 900
57		259, 200
58		259, 500
59		259, 800
60		260, 100
61		260, 500
62		260, 800
63		261, 100
64		261, 400
65		261, 700
66		262, 000
67		262, 300
68		262, 600

69		262, 900
70		263, 200
71		263, 500
72		263, 900
73		264, 200
74		264, 500
75		264, 800
76		265, 100
77		265, 500
78		265, 800
79		266, 100
80		266, 400
81		266, 700
82		267, 100
83		267, 400
84		267, 700
85		268, 000
86		268, 300
87		268, 600
88		268, 900
89		269, 200
90		269, 500
91		269, 800
92		270, 200
93		270, 500

第2条 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第11条の2第3項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第22条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第22条の2第3項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年11月30日までに退職した会計年度任用職員の給料、期末手当及び勤勉手当については、第1条の規定による改正後の寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。